

みらいとうぶ 定住促進奨励金



町外から転入した方

町内業者施工で
建てる方

子育て世帯

【目的】

人口の減少を抑制し、移住定住と地域の活性化を図るため、みらいとうぶにおいて転入者及び町内在住者の住宅取得に対し、奨励金を交付します。

【奨励金の額】

対象者	区分	基本奨励金		町内業者施工 加算額	みらいとうぶ 加算額	最高額
		基本分	子供加算分			
転入者	新居に単身で 入居した者	40万円		住宅取得費×2.5% (限度額:50万円)	住宅取得費×10% (限度額:200万円)	290万円
	新居に家族で 入居した者	80万円	1人につき20万円加算 (2人まで40万円限度)	住宅取得費×2.5% (限度額:50万円)	住宅取得費×10% (限度額:200万円)	370万円
町内 在住者				住宅取得費×2.5% (限度額:50万円)	住宅取得費×10% (限度額:200万円)	250万円

※子供加算は18歳未満の方

※上記の算定式の住宅取得費は、工事費（消費税込み額）を表します。なお、住宅用太陽光発電システム設置にかかる工事費については、別途の補助制度（最大28万円の補助）がありますので除きます。

※町立富来病院看護師等就労加算

看護師、薬剤師として町立富来病院に新たに就労する方若しくは1年以内に採用された方で、みらいとうぶで住宅取得をした方に100万円（1人につき）を交付します。

就労条件 町立富来病院に5年以上勤務すること。

●対象となる人

みらいとうぶの譲渡契約日から3年以内に住宅の建築に着手した方

●対象となる住宅

- 自ら居住するための新築一戸建て住宅（兼用住宅含む）
- 第1種低層住居専用地域の基準に準ずるもの

□奨励金算定例

例1) 転入者で夫婦と子供2人、住宅取得費2,300万円、夫婦で町立富来病院看護師勤務、町内業者施工の場合
 80万円(基本補助金)+20万円×2人(子供加算補助金)+50万円(町内業者施工)
 +200万円(みらいとうぶ加算額)+28万円(住宅用太陽光発電システム設置補助)
 +100万円(町立富来病院看護師等就労加算)+100万円(町立富来病院看護師等就労加算)=598万円

例2) 転入者で夫婦のみ、住宅取得費1,800万円、町外業者施工の場合
 80万円(基本補助金)+180万円(みらいとうぶ加算額)=260万円